

1. 住宅マスタープラン（住生活基本計画）について

住宅マスタープランとは

○住宅マスタープランとは、概ね10年を計画期間として住宅政策の課題、今後の方向性や推進すべき施策を示す計画となっています。

国・東京都では

○国、東京都は、住生活基本法に基づき、良質な住宅ストックの形成、良好な居住環境の形成、住宅市場の環境整備、居住の安定確保を定住の目標とした住生活基本計画を策定しています。

国

**住生活基本計画(全国計画) ⇒ 平成18年9月策定
平成23年3月、平成28年3月見直し**

東京都

**東京都住宅マスタープラン ⇒ 平成19年3月策定
(住生活基本計画の都道府県計画)
(第6次)平成29年3月改定**

小金井市では

現行計画 小金井市住宅マスタープラン⇒ 平成24年3月策定

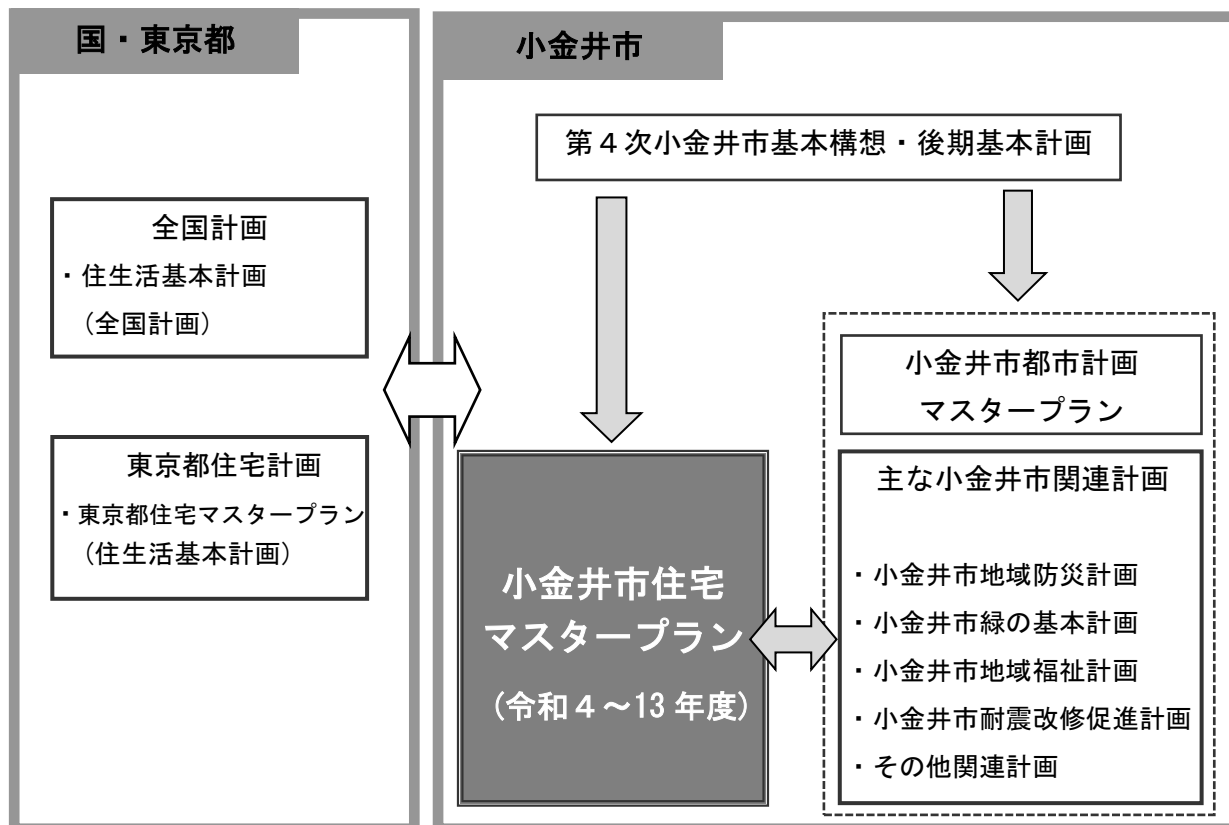
○「小金井市住宅マスタープラン」策定から8年が経過し、市民の世帯構成、生活スタイル、雇用環境等の社会情勢の変化や住宅関連の計画・法令等の見直しにより、住宅に対するニーズは多様化、高度化しています。これらの変化に対応するため、まちづくりや福祉等各部門との連携を図りながら、住宅施策を総合的かつ計画的に推進する「小金井市住宅マスタープラン」を令和2年度から2か年で改定します。

○令和2年度は、上位・関連計画の整理や人口、産業、土地利用、住宅整備等の現況及び動向並びに現行の小金井市住宅マスタープランの進捗・成果を把握するとともに、住まいに関する意識調査等により現状の課題を整理し、今後の住宅施策の方向性と小金井市住宅マスタープランの骨格をまとめます。

2. 小金井市住宅マスタープランの位置づけ

〇市の上位計画である「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」、「小金井市都市計画マスタープラン」等の関連計画及び国の「住生活基本計画（全国計画）」や東京都の「東京都住宅マスタープラン」等と連携を図りながら、本市の住宅を取り巻く諸施策を総合的に展開する計画として位置づけます。

図 計画の位置づけ



- 〇 計画期間は10年間とし、小金井市で推進する住宅政策の内容を示します。
- 〇 社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間：令和4年度から令和13年度